二　燧灘沖ノ瀬灯標から六十三度四千三百六十メートルの地点
三　燧灘沖ノ瀬灯標から八十度三十分三千九百五十メートルの地点
四　比岐島灯台から三十九度三十分千五百メートルの地点
五　比岐島灯台から三百十四度三十分千六百九十メートルの地点
六　比岐島灯台から二百五十四度三十分千百二十メートルの地点
七　比岐島灯台から二百十五度六百七十メートルの地点
八　比岐島灯台から二百十七度千九百二十メートルの地点
九　竜神島灯台から百六十九度三十分四千二十メートルの地点
十　小島東灯標から百七十六度三十分二千六百九十メートルの地点
十一　小島東灯標から百八十度三十分二千三百九十メートルの地点
十二　小島東灯標から百八十度三十分二千三百二十メートルの地点
十三　小島東灯標から百八十三度三十分二千百十メートルの地点
十四　小島東灯標から百九十七度千四百二十メートルの地点
十五　小島東灯標から六十四度三十分二百五十メートルの地点
十六　桴磯灯標（北緯三十四度八分四十四秒東経百三十二度五十六分五秒）から百十六度七百四十メートルの地点
十七　来島梶取鼻灯台から二百七十二度二千六百二十メートルの地点
十八　来島梶取鼻灯台から二百七十二度七千七百九十メートルの地点
十九　来島梶取鼻灯台から二百七十五度三十分八千百メートルの地点
二十　来島梶取鼻灯台から三百十二度六千二百五十メートルの地点
二十一　来島梶取鼻灯台から三百三十度五千二百七十メートルの地点
二十二　桴磯灯標から三百二十八度二千九百九十メートルの地点
二十三　桴磯灯標から十八度二千九百四十メートルの地点
二十四　小島東灯標から四度三十分二千二百八十メートルの地点
二十五　小島東灯標から四度三十分二千二百五十メートルの地点
二十六　小島東灯標から十二度二千百四十メートルの地点
二十七　小島東灯標から七十九度二千九百六十メートルの地点
二十八　小島東灯標から八十四度二千七百六十メートルの地点
二十九　竜神島灯台から二百八十二度千四百四十メートルの地点
三十　竜神島灯台から百九十八度六百六十メートルの地点
三十一　竜神島灯台から百十六度八百十メートルの地点
三十二　燧灘沖ノ瀬灯標から二十一度三十分六千百メートルの地点
三十三　ナガセ鼻灯台（北緯三十四度七分五秒東経百三十二度五十九分四十六秒）から六十度千五百メートルの地点
三十四　ナガセ鼻灯台から七十度三十分千五百七十メートルの地点
三十五　ナガセ鼻灯台から八十四度三十分千四百五十メートルの地点
三十六　ナガセ鼻灯台から七十四度七百七十メートルの地点
三十七　ナガセ鼻灯台から四十一度千二百五十メートルの地点
三十八　ナガセ鼻灯台から八十四度三十分八百八十メートルの地点
三十九　ナガセ鼻灯台から九十五度八百八十メートルの地点
四十　ナガセ鼻灯台から百十一度七百五十メートルの地点
四十一　ナガセ鼻灯台から九十八度四百五十メートルの地点
四十二　ナガセ鼻灯台から七十七度五百三十メートルの地点
四十三　馬島三角点（北緯三十四度七分七秒東経百三十二度五十九分三十八秒）から三百五十四度六百六十メートルの地点
四十四　馬島三角点から三十四度四百六十メートルの地点
四十五　馬島三角点から百六十六度八百メートルの地点
四十六　ウズ鼻灯台から百八十度百四十メートルの地点
四十七　ウズ鼻灯台から二百十七度百十メートルの地点
四十八　馬島三角点から二百七十度五百二十メートルの地点
四十九　馬島三角点から三百二十四度五百六十メートルの地点

（海上保安庁組織規則の一部改正）

第三条　海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の二第四項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「第十四条第三項（同法第十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の規定による指示並びに同法第二十二条の規定による通報」を「第十条の二、第二十条第三項及び第二十三条の規定による指示、同法第二十条第四項及び第二十二条の規定による通報、同法第二十九条の二第一項の規定による情報の提供、同法第二十九条の三第一項の規定による勧告並びに同条第二項の規定による報告」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に改め、「信号」の下に「、同法第三十六条の三第二項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による通報、同法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供、同法第三十七条の四第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による報告」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　船舶通航信号所の運用により収集された船舶交通に関する情報に基づいて行う港則法第十四条の二の規定による指示、同法第三十七条第三項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による制限等及び同法第三十七条第四項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による勧告に関すること。

別表第十五海上交通センターの項第三号から第五号までを次のように改める。

三　本部長の指定する海域に係る第一号の船舶通航信号所の運用により収集された船舶交通に関する情報に基づいて行う港則法第十四条の二の規定による指示、同法第三十七条第三項の規定による制限等及び同条第四項の規定による勧告に関する事務

四　本部長の指定する海域に係る港則法第三十六条の三第一項の規定による信号、同条第二項の規定による通報の受理、同法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供、同法第三十七条の四第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による報告の徴収に関する事務

五　本部長の指定する海域に係る海上交通安全法第十条の二、第二十条第三項及び第二十三条の規定による指示、同法第二十条第四項及び第二十二条の規定による通報の受理、同法第二十条の二第一項の規定による情報の提供、同法第二十九条の三第一項の規定による勧告並びに同条第二項の規定による報告の徴収に関する事務

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（以下この条及び次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年六月一日）から施行する。